

# 第1章 災害予防計画

## 第1節 地震に強いまちづくり

市内における構造物・施設等について、防災基本計画の基本的考え方を踏まえ、耐震性の確保を図るとともに、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく事業の推進を図り、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

### 1 地震に強い郷土づくり

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から郷土及び市民の生命、身体、財産を保護することを十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。
- (3) 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの郷土保全機能の維持推進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (4) 地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それに基づく減災目標を策定し、関係機関・市民等と一体となった、効果的・効率的な地震対策の推進に努める。

### 2 地震に強いまちづくり

- (1) 地震に強い都市構造の形成
  - ア 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築部や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。
  - イ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。
- (2) 建築物等の安全化
  - ア 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努める。

イ 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化等を図る。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア 上下水道等の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進める。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずる。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質・地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、市民個々の防災力の向上を図り、人的ネットワークの構築を図る。

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

地震災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく市と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

具体的な計画については、第2編第1章第3節「情報の収集・連絡体制計画」のとおりとする。

## 第3節 活動体制計画

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、発災時における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の耐震性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第4節「活動体制計画」のとおりとする。

## 第4節 広域相互応援計画

地震災害発生時において、その規模及び被害の状況から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、市町村相互、消防機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動が実施できるよう、体制の整備を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第5節「広域相互応援計画」のとおりとする。

## 第5節 救助・救急・医療計画

長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、消防署等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

具体的な計画については、第2編第1章第6節「救助・救急・医療計画」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、次の対策を講ずる。

- (1) 消防庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定する。  
また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図る。
- (2) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施する。その際、「緊急防災基盤整備事業」の活用を図る。

## 第6節 消防・水防活動計画

大規模地震災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

具体的な計画については、第2編第1章第7節「消防・水防活動計画」のとおりとする。

## 第7節 災害時要援護者計画

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には災害時要援護者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、地震災害から災害時要援護者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、市内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第8節「災害時要援護者計画」のとおりとする。

## 第8節 緊急輸送計画

大規模地震発生時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、地震による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

具体的な計画については、第2編第1章第9節「緊急輸送計画」のとおりとする。

## 第9節 障害物の処理計画

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

具体的な計画については、第2編第1章第10節「障害物の処理計画」のとおりとする。

## 第10節 避難収容活動計画

大地震の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、災害時要援護者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「避難収容活動計画」のとおりとする。

## 第11節 孤立防止対策

市は、地震災害時の孤立地域を予測し、住民と市との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び他の道路による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平素から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発する。具体的な計画については、第2編第1章第12節「孤立防止対策」のとおりとする。

## 第12節 食料品等の備蓄・調達計画

大規模な地震災害が発生した場合、被災直後の市民の生活を確保する上で食料の調達・供給は重要であり、特に援助物資が届くまでの発災直後は、輸送手段が限られ、食料確保のためには備蓄が必要である。このため、発災直後から被災者に対し円滑に食料の供給が行われるよう、非常用食料の備蓄並びに調達体制の整備を図っていく。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」のとおりとする。

## 第13節 給水計画

水道施設の地震災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図るとともに、給水車、給水タンク等の整備促進を図り、災害時の飲料水の供給体制を確立する。

また、本市での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

具体的な計画については、第2編第1章第14節「給水計画」のとおりとする。

## 第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

地震災害発生時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能のまひ等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、市は、地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、市民に対して、震災時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」のとおりとする。

## 第15節 危険物施設等災害予防計画

大規模地震等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

具体的な計画については、第2編第1章第16節「危険物施設等災害予防計画」のとおりとする。

## 第16節 電気施設災害予防計画

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

○地震に強い電気供給システムの整備促進

○地震時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき予防対策を推進するものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第17節「電気施設災害予防計画」のとおりとする。

## 第17節 上水道施設災害予防計画

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第18節「上水道施設災害予防計画」のとおりとする。

## 第18節 下水道施設災害予防計画

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、市民の生活に欠くことのできないライフラインの一つとして、一日たりとも休むことのできない重要な施設である。そのため、地震災害時においても、ライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、被災時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「下水道施設災害予防計画」のとおりとする。ただし、地震災害の特殊性により、新耐震基準に基づき施設の耐震対策を講ずる。

- (1) 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。
- (2) 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

## 第19節 通信施設災害予防計画

地震災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又はふくそうの発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第20節「通信施設災害予防計画」のとおりとする。

## 第20節 鉄道施設災害予防計画

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、地震災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第21節「鉄道施設災害予防計画」のとおりとする。

## 第21節 災害広報計画

地震災害発生時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、市民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第22節「災害広報計画」のとおりとする。

## 第22節 土砂災害等の災害予防計画

本市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、危険箇所の把握に努め、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

具体的な計画については、第2編第1章第23節「土砂災害等の災害予防計画」のとおりとする。

## 第23節 防災都市計画

人口や産業の集中に伴う中心市街地の高密度化等により、市街地における災害の危険性は増大しており、地震時における市民の生命及び財産の保護を図るため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

具体的な計画については、第2編第1章第24節「防災都市計画」のとおりとする。

## 第24節 建築物災害予防計画

地震による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、長野県地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

### 1 公共建築物

#### (1) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

#### (2) 防火管理者の設置

岳北消防本部の指導により、学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し、火災に備える。

### 2 一般建築物

(1) 昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等を行い、地震に対する安全性の向上を図る。

(2) 建築物の所有者は、必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

### 3 落下物・ブロック塀等

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るため広報活動を行う。

### 4 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

市内の指定文化財については、震災等の災害対策とともに防火対策に重点を置き、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分配慮する。

市教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る

(1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(2) 防災施設の設置を促す。

## 第25節 道路及び橋梁災害予防計画

震災時に生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行い、耐震性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関との協力体制を整備し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第26節「道路及び橋梁災害予防計画」のとおりとする。

## 第26節 河川施設等災害予防計画

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第27節「河川施設等災害予防計画」のとおりとする。

## 第27節 農林水産物災害予防計画

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・加工施設等の安全性の確保を推進する。

### 1 農水産物災害予防計画

- (1) 農業改良普及センター及び農協等と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図る。
- (2) 生産・加工施設等における耐震診断や補強工事等を推進し、新たな施設の設置に当たっては、被害を最小限度にするための安全対策を指導する。

### 2 林産物災害予防計画

- (1) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (2) 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

## 第28節 二次災害の予防計画

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日ごろからの対策及び活動が必要である。

### 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

#### (1) 建築物や宅地関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から市民を守り、二次災害を防止するため、県が認定した応急危険度判定士の受入体制を整備する。

#### (2) 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備する。

### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

#### (1) 危険物関係

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

ア 危険物事業所の管理責任者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

イ 立入検査の実施等指導の強化

ウ 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

エ 自衛消防組織の強化についての指導

オ 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

#### (2) その他

高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設等の二次災害予防については、関係機関と協力して、市民等に対して指導徹底する。

### 3 河川施設の二次災害予防対策

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、現在工事中の箇所及び危険箇所等を把握するとともに、今後、さらに河川施設の整備（耐震性の向上等）を進めていく。

### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

地震災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生など

の危険性があり、二次災害予防のため、それら災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。（第6編資料3-1～3-3及び3-5～3-7参照）

また、情報収集・警戒避難体制の整備も図っておく。

## 第29節 防災知識普及計画

「自分の命は自分で守る」のが防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、市民が常日ごろから震災に対する備えを心がけるとともに、震災発生時には自らの安全を守るための適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、市民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

市は、体系的な教育により、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った震災に強い市民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

具体的な計画については、第2編第1章第30節「防災知識普及計画」のとおりとする。

## 第30節 防災訓練計画

地震災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、震災発生時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには日ごろからの訓練が重要である。発災時の状況を想定した訓練は、市民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び市民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市及び防災関係機関は、震災発生時における行動の確認、関係機関及び市民、企業等との協調体制の強化を目的として震災を想定した防災訓練を実施する。

具体的な計画については、第2編第1章第31節「防災訓練計画」のとおりとする。

## 第31節 災害復旧・復興への備え

地震災害発生後、円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、災害復旧用資材の供給体制の整備を図るとともに財源の確保を行い、的確な運用を図る。具体的な計画については、第2編第1章第32節「災害復旧・復興への備え」のとおりとする。

## 第32節 自主防災組織等の育成に関する計画

地震災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、市民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、災害時要援護者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。

具体的な計画については、第2編第1章第33節「自主防災組織等の育成に関する計画」のとおりとする。

## 第33節 企業防災に関する計画

企業には、地震災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

市は、これらの活動に対し、支援・指導に努める。

具体的な計画については、第2編第1章第34節「企業防災に関する計画」のとおりとする。

## 第34節 ボランティア活動の環境整備

大規模な地震災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアを適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

具体的な計画については、第2編第1章第35節「ボランティア活動の環境整備」のとおりとする。

## 第35節 震災対策に関する調査研究及び観測

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究や観測を実施することが必要となる。

### 1 地震に関する情報の収集

市内には、県による地震計が市役所内に設置されており、地震規模が掌握できるようになっている。

- (1) 市は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントの実施に努める。
- (2) 市は、国、県が行う地質の調査、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内の地震に関する情報の収集・整理等を推進し、データの累積に努める。